

平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社RKB毎日ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井 上 良 次
(コード番号 9407)
問 合 先 グループ総務局長 長 井 巧

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 87 回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

本日別途開示のとおり、当社は、第 87 回定時株主総会において「株式併合の件」を付議する予定です。かかる株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、現行定款第 6 条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものがあります。また、併せて株式の売買単位を 100 株とするため、現行定款第 8 条に規定する単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。さらに上記の変更の効力が株式併合の効力発生日をもって生ずるものとする附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 9 条～第 41 条 (条文省略)	第 9 条～第 41 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>本定款第 6 条及び 8 条の変更は、当社第 87 回定時株主総会の第 2 号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成28年 6 月29日
定款変更の効力発生日	平成28年10月 1 日

4. その他

本日別途「株式併合、単元株式数の変更及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上